

よくあるお問い合わせ

【制度概要について】

Q 1 どのような事業なのか。

A 1 新型コロナウイルスの感染防止の徹底を図るため、飲食店において、店内の適切な換気を行うことを目的に設置した二酸化炭素濃度測定器の購入経費について、1店舗あたり1万円を上限に助成を行います。

Q 2 なぜ二酸化炭素濃度測定器が対象なのか。

A 1 令和3年2月25日に出された政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言の中で、緊急事態宣言が解除された地域における当面の間の飲食店の対応として、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内の二酸化炭素の濃度を測定し、濃度が一定水準（目安 1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整することが推奨されているためです。

Q 3 どういった事業者が対象になるのか。

A 3 次の1から3を全て満たす事業者です。

- 1 中小企業者等又は個人事業主で市内において飲食店を営んでいること
ただし、客席を設けず持ち帰り用の食品提供のみの形態の店舗を除く。
- 2 食品衛生法第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可を有していること
- 3 次の事項を遵守すること
 - ① 福岡県「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
 - ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守していること
 - ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

Q 4 対象者である中小企業等とは、どういった事業者が該当するのか。

A 4 中小企業基本法に規定する中小企業者のほか、構成員が100人以下の法人格を有する団体が対象となります。

【参考】

中小企業基本法に規定する中小企業者

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|-------|---|
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

Q 5 福岡県「感染防止宣言ステッカー」はどうすればもらえるのか。

A 5 福岡県のホームページに、「感染防止宣言ステッカー申請フォーム」が掲載されていますので、そちらで必要事項の入力などをして、取得の手続きを行ってください。

詳しくは福岡県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>

Q 6 「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金」、「福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の交付金を受けているが、申請できるのか。

A 6 購入した二酸化炭素濃度測定器について、既に他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受ける予定のものに対しては、補助金を交付できません。

Q 7 店舗兼住宅の場合、対象となるのか

A 7 店舗部分への設置については対象になります。ただし、住居部分と店舗部分が明確に区別できない場合（リビングなど）は対象になりません。

【事業の対象経費について】

Q 8 二酸化炭素濃度測定器とはどのようなものを指すのか。

A 8 室内の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が確認できるものを指します。厚生労働省はNDIRセンサーが扱いやすいとしています。測定の方式や機器の種類は問いません。

Q 9 いつからの経費が対象になるのか。既に設置しているものは対象にならないのか。

A 9 令和3年2月26日以降に購入した経費が対象になります。

Q 10 いつまでの経費が対象になるのか。

A 10 令和3年3月31日までに購入したものににかかる経費が対象になります。ただし、申請期限は令和3年4月30日までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください（令和3年4月30日当日消印有効）。対象になる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

Q11 購入は市内の事業者でないといけないのか。

A11 購入は、市外の事業者でも構いません。大手家電量販店、ネットショップでの購入も構いませんが、領収書の提出が必要です。ただし、自社内部での取引やオークションサイト、フリーマーケットでの購入や中古品の購入は対象になりません。

Q12 送料も含めて対象となるのか。

A12 インターネットで購入した場合などで送料が掛かる場合は対象となります。店舗での購入で運送費が掛かる場合は、運送費の詳細が確認できる書類（運送会社が発行した配送伝票）をご提出いただく場合があります。また、設置費用については対象になりません。

Q13 レシートには宛名の記載がないが、申請を受け付けてくれるのか。

A13 レシートは、購入日時、品名、個数、金額、消費税、販売店舗名称が記載されていれば、申請することができます。ただし、レシートの内容で二酸化炭素測定器を購入したことを判断できないときは、当該機器が確認できる説明書やカタログ、ホームページなどを付けていただくことがあります。

Q14 レシートに対象外の経費が混じっていてもいいか。

A14 対象外経費が混在しても構いませんが、対象経費が分かるようにしてご提出ください。

【助成金額について】

Q15 対象経費に消費税は含まれるのか。

A15 対象経費に消費税は含まれません。

Q16 助成金額はいくらか。

A16 1店舗あたり上限は1万円です。
(例) 支払額 2万円⇒助成金額 1万円
支払額 1万円⇒助成金額 1万円
支払額 5千円⇒助成金額 5千円

Q17 市内で複数店舗を営しているが、この場合の補助はどうなるのか。

A17 店舗数に上限はありませんが、申請は店舗ごとに申請書類を提出していただきます。

【申請手続きについて】

Q18 申請書はどこで入手できるか。

A18 北九州市のホームページでダウンロードが可能です。区役所、出張所でも配布しています。(区役所・出張所では、3月5日以降配布の予定です。)

【添付書類について】

Q19 支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能か。

A19 対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象と認められません。再発行などで対応していただくようお願いします。

Q20 領収書は写しではダメなのか。確定申告など他に必要なのだが。

A20 原本の提出をお願いしています。お預かりした領収書は、受付印を押印し、コピーを取って原本を郵送で返却いたします。